

偏向任命を改めよ

労働者委員7名 全員「連合」

いつまでも
続けるのか

<団体署名のお願い>

大村愛知県知事は2年前、第44期県労働委員会の労働者委員（任期2年）として、7名全員を「連合」で独占する偏向任命をおこないました（表を参照）。大村知事になってから4期連続、通算でも15期連続の「連合」独占です。このような知事の任命は、「運動方針を異にする潮流・系統が存在する以上、労働者委員の構成においては多様性を有することが望ましい」とする、1999年名古屋地裁判決の趣旨を20年間放置したものです。私たち愛労連・非連合の組合は、2019年12月の第45期労働者委員の任命にあたり、裏面の要請書（団体署名）を知事に提出します。各団体のご協力をお願いします。

全国では・・・中央と 11都道府県で非連合委員

現在、全国の労働委員会では、非連合からの労働者委員が誕生し、中央と11都道府県に広がっています（北海道・宮城・東京・埼玉・千葉・神奈川・長野・京都・大阪・和歌山・高知）。

都道府県労働委員会の委員は知事が任命しますが、労組の組織員数だけでなく、労働委員会を多く活用する中小企業に働く労働者の救済のためにも、さまざまな潮流の労働組合から任命するのが当然です。愛知県のように、労働者委員の大部分が、大企業労組出身者で占められている労働委員会では、中小企業で働く労働者の実態を十分に理解できるとは考えられません。



氏名	現職
伊藤 一美	JAM東海副書記長
大久保 彰	私鉄総連愛知県協議会議長(名鉄労組委員長)
可知 洋二	全日本電機電子情報関連産業労組愛知地協議長(日立製作所旭支部委員長)
河野 一生	中部電力労働組合特別執行委員
西野 勝義	トヨタ自動車労働組合執行委員長
畑 慎一	UAゼンセン愛知県支部支部長
牧田 辰夫	セラミックス労組東海地本委員長(ノリタケ労組委員長)

「多様性」ある労働者委員の構成を

いま、労働者の働かされ方は大変厳しく異常ともいえる状況にあります。長時間労働・サービス残業の横行、同一労働差別賃金やパワハラなど過酷な労働条件のもとで、過労死の急増、労働者の人格を否定するような事態が広がっています。とりわけ、非正規労働者として働く人が多い若者・女性・高齢者、あるいは医療・福祉などをはじめとするサービス業の労働者、さらには中小企業労働者など、その多くは労働組合に組織されておらず、種々の問題が表面化しにくいのが現実です。

労働委員会が、不当労働行為事件の審査、労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせんなどを行う行政機関として、労働者・労働組合の権利を守るには多様性をもつ労働者委員の構成が必要です。

大企業労働組合出身者がほとんど！これでは世襲制だ

愛知県労委民主化会議

〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3F
電話052-871-5433 FAX052-871-5618
HP で検索

第1次集約日 10月31日(木)
最終集約日 11月15日(金)
愛労連まで、お寄せください。



愛知県知事 大村秀章 殿

愛知県労委の民主化を求める連絡会議

連絡先 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F

愛知県労働組合総連合 電話 052(871)5433

愛知県労働委員会・労働者委員の公正な任命を求める要請書

愛知県は、1989年から今年まで15期30年間にわたって愛知県労働委員会（以下「県労委」と称する）の労働者委員7名全員を連合系に独占させ、「連合愛知」に所属しない愛知県労働組合総連合（愛労連）と中立組合をすべて排除しています。

現在、非正規労働者が労働者全体の約4割で、若者や女性ではおよそ半数が非正規労働者です。大学生・高校生のアルバイトでは若者の希望を奪い去るような「ブラックバイト」が社会問題化しています。また、近年労働組合を無視した不当労働行為も頻発しており、愛労連に所属する第一交通労組に関する不当労働行為事件を県労委に申し立てましたが、昨年10月に棄却されました。県労委は、組合が申し立てた不当労働行為の各事実を外形的事実として認めながら、組合側の主張と会社側の主張を並列し、不当労働行為の疎明がないものとして申立を退けました。不当労働行為の申立に対して、会社側が否定して争うのは当たり前で、県労委は、準司法機関として対立する証拠のどちらかをなぜ信用できないか明らかにしなければなりません。今回の県労委命令は、不当労働行為の救済機関としての役割を放棄したものです。このことは、公益委員の中に労働法や労使関係を専門とする委員が不在であることも関係していると考えられます。

愛知県では、労働者委員の大部分が大企業労働組合役員で占められ、女性は1名のみの選任にとどまり、中小企業労働者の声を適切に代弁する委員が不在です。また、産業別常用労働者数でみると、製造業、卸売・小売業について比率の高い医療・介護や保育の分野（とくに、この分野は女性労働者が多い）から選任された労働者委員が一人もいません。労働者委員が「連合独占」になってから県労委への不当労働行為申立をやめて、紛争解決は労働審判制度や裁判を活用する傾向がみられます。そのため、県労委への申立件数は横ばいで増えておらず、労働者救済機関としての機能を十分果たしていません。

労働者委員の任命について、全国の状況をみると、近年では、組織人員の大小だけではなく、労働実態を踏まえて、中央労働委員会（中労委）と北海道・宮城・長野・東京・埼玉・千葉・神奈川・京都・大阪・和歌山・高知の11都道府県労働委員会で、非連合から委員が選任されています。

私たち愛知県労委の民主化を求める連絡会議は、県労委が本来の役割をとりもどすため、貴職が30年間続いた労働者委員の「偏向任命」を改め、全労働者的な立場から「公正任命」をおこなうよう強く求めるものです。

<要請事項>

今年12月に任命予定の愛知県労働委員会・第45期労働者委員について「連合独占」を改め、公正・公平な立場で非連合からも委員を選任すること

2019年 月 日

(団体・組織の所在地及び名称)

所在地

名 称

(代表者名)

印